

## 市公契約基本条例の概要

### 1 制定の趣旨

#### (1) 本市では、

- ① 公共工事等の発注に当たり、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るために市内中小企業への発注を原則
- ② 労働環境の悪化や地域経済への悪影響を招きかねないダンピング受注防止対策のための最低制限価格の全面事後公表化
- ③ 電子入札の導入等による公正性、競争性及び透明性の更なる向上
- ④ 入札・契約の過程における、地球環境の保全、男女共同参画等の社会的な課題の解決に資する取組を評価する仕組みの導入など、様々な入札・契約制度改革を実施してきた。

- (2) これらの成果を踏まえ、本市が締結する公共工事や業務委託等の公契約の発注に関する基本理念その他の基本となる事項を定め、本市及び受注者の責務を明らかにすることにより、4つの基本的な考え方に基づく取組をより一層推進するため、公契約に関する総合的な条例を平成27年11月に制定した（平成28年6月に全面施行）。

### 2 4つの基本的な考え方

#### (1) 市内中小企業の受注機会の増大を図る

- 地域経済の活性化や雇用の創出はもとより、地域コミュニティの維持・発展、地域における防災の体制・能力の維持・向上を図ることにより、将来にわたって活気に満ちた、人と人々が支え合う安心・安全なまちであり続けるためには、市内中小企業の持続的な発展が不可欠である。
- これを踏まえ、市内中小企業の受注機会の増大を図っていくとともに、市内産材料の使用促進や市内事業者の技術力の底上げにつながる発注にも努める。

#### (2) 公契約に従事する労働者の適正な労働環境を確保する

- 公契約のもとで働く労働者の適正な労働環境が確保されることは、本市で働くひとの労働環境の向上のみならず、受注者の多くを占める市内中小企業の健全かつ持続的な発展のためにも必要であるとの考えのもと、本市と受注者は、公契約に従事する労働者の雇用の安定その他の適正な労働環境の確保と維持・向上に努めていく。

- 公契約の発注者である本市は、労働関係法令を所管する国の関係機関等とも連携し、受注者の労働関係法令の遵守が徹底されるよう、条例制定を機により積極的に関与していくこととし、一定金額以上の公共工事等を発注する際には、基本的な労働環境が確保されることを確認するための具体的な取組を推進していく。

### (3) 公契約の適正な履行及びその質の確保

- 本市が、安心・安全かつ適切な公共サービスを提供するためには、公契約の適正な履行及びその質の確保が不可欠である。
- その前提として、公契約における公正性、競争性、透明性を確保するとともに、公契約の適正な履行及びその質の確保について、受注者任せにするのではなく、発注者である本市と受注者である事業者が両者の協働によりこれらを実現していくという理念をしっかりと共有することが必要である。

### (4) 公契約を通じて社会的課題の解決に資する取組を推進

- 公契約の発注は、本市と市民や事業者との貴重な接点であり、公契約の機会を活用し、多様な社会的課題の解決に資する取組の推進を図ることは、多くの市民の利益につながるものであり、京都の未来をつくる大切な働き掛けであると考えている。
- このため、入札・契約の公平性や競争性を阻害しないよう、また、特に中小企業に過度な負担や不利な扱いにならないよう十分に配慮しつつ、すべての市民に共通する社会的課題の解決に資する取組を推進していく。

## 3 平成29年度における、主な取組状況

上記2の「4つの基本的な考え方」ごとの主な取組状況は、次のとおりである。

- (1) 引き続き、市内中小企業の受注機会の増大に向け、最大限努力
- (2) 労働関係法令遵守報告書により、法令違反の是正指導を継続。また、新たに、工事の競争入札参加資格の資格要件に社会保険加入を追加。
- (3) ダンピング対策の更なる強化に向け工事等の最低制限価格等の算定基準を引上げ（2年連続）。また、フレックス工期による契約方式を開始。
- (4) 障害者就労支援、環境、地域防災力、男女共同参画などの社会的課題の解決に資する取組を継続実施

## 市内中小企業の受注等の機会の増大

### 主な取組

- 法令上の制約があるWTO政府調達協定適用案件や、特殊な技術を要する案件などを除き、**市内中小企業への発注を原則**
- コストや品質の確保に十分配慮したうえで可能な場合には、**分離・分割して発注**
- 下請契約における市内中小企業の活用や、市内産の材料の調達が可能な場合には**できるだけ市内産材料の使用を促す**。
- 橋りょう等の特殊な技術を要する案件でも、市内中小企業との共同企業体結成を要件に発注するなど、**市内企業の技術力底上げに繋がる発注に努力**など

### (1) 工事

- 平成29年度における市内中小企業受注率は、契約件数ベースで約87%、契約金額ベースで約60%を占める。

「市内中小企業」以外の契約金額ベースの受注率（約40%）について、その内訳を見ると、WTO政府調達協定適用案件が約24%と最も高く、次いで設備工事が約11%などとなっている。

なお、「その他」には、1回目の入札が不調となり、2回目の入札を市内中小企業に限定せずに実施した1件を含んでいる（約2%）。

### ◆ 市内中小企業受注率（工事）

	契約件数（件）			契約金額（百万円）		
	市全体	市内中小企業	比率	市全体	市内中小企業	比率
28年度	1,637	1,369	83.63%	78,491	39,340	50.12%
29年度	1,589	1,375	86.53%	93,062	56,034	60.21%

#### ◇ 「市内中小企業」以外の契約金額ベースの受注率

	WTO適用	設備工事	土木工事	その他	比率
28年度	22.98%	24.24%	1.41%	1.25%	49.88%
29年度	24.09%	11.03%	1.52%	3.15%	39.79%

注1 競争入札により期間内に締結した総価契約の合計

2 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も契約金額に含む。

3 測量、設計等の委託契約を含む。

- 平成28年度と比べると、件数ベースで約3ポイント、金額ベースで約10ポイント、それぞれ上昇している。

とりわけ金額ベースで大きく上昇しているが、これは、自家発電設備や高速ろ過機械設備など、特殊な設備工事が約24%から約11%へと約13ポイント減少したことが影響している。

(2) 物品 物品の買入・賃貸借のほか、製造請負、役務なども含む（以下、同じ）。

- 平成29年度における市内中小企業受注率は、契約件数ベースで約68%、金額ベースで約25%となった。

- 工事と比べ割合が低いですが、これは、地域要件や企業規模要件を設けることができないWTO政府調達協定適用案件が多いことが影響している（契約金額ベースでは、工事の約1.7倍の約42%を占める）。

また、地下鉄車両装置・汚泥処理設備等の機械器具や、コンピュータ等のリースなど、市内中小企業では受注し難い案件が多いことも要因として挙げられる。

- 平成28年度と比べると、件数ベースは若干低下し（△1.74ポイント）、金額ベースではほぼ横ばいとなっている（△0.34ポイント）。

◆ 市内中小企業受注率（物品）

	契約件数（件）			契約金額（百万円）		
	市全体	市内中小企業	比率	市全体	市内中小企業	比率
28年度	2,343	1,624	69.31%	22,418	5,711	25.47%
29年度	2,411	1,629	67.57%	22,922	5,761	25.13%

◇ 「市内中小企業」以外の契約金額ベースの受注率

	WTO適用	機械器具	リース	その他	比率
28年度	41.45%	18.79%	2.72%	11.57%	74.53%
29年度	41.92%	19.64%	6.93%	6.39%	74.87%

注1 上記工事の表の注1，2と同じ

2 不用物品売却を除く。

**今後の方向性**

- 引き続き、公正性、競争性及び透明性の確保を前提として、市内中小企業の受注等の機会の確保に努めていく。

## 公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保

### 主な取組

- 受注者や下請事業者，公の施設の指定管理者から，労働関係法令の遵守状況に関する報告書の提出を求め，遵守できていない事業者には改善を求める「労働関係法令遵守状況報告書」制度を平成28年6月に新設  
遵守できていない事業者に対して，是正指導を行うことにより，適正な労働環境の確保を図る。
- なお，低賃金での就労とならないよう，発注者として適正な予定価格での発注に引き続き努める。  
具体的な取組の一つとして，平成30年度から，工事の競争入札参加資格の資格要件として，新たに「社会保険への加入」を追加

など

### 「労働関係法令遵守状況報告書」制度の運用状況

#### (1) 制度概要

##### ① 対象

- ア 工事請負契約 予定価格5千万円超
- イ 役務委託契約 予定価格1千万円超 ※建物・公園清掃，常駐警備等
- ウ 指定管理協定 全て（協定締結者のみ）

##### ② 報告項目

労働条件，労働時間，保険，賃金などの14項目

##### ③ 手続

- ア 受注者は，下請事業者の報告書を取りまとめのうえ，契約後2箇月以内に市に提出
- イ 労働関係法令違反が判明した場合，契約後6箇月以内に違反状態を解消し，「措置結果報告書」により市に報告

##### ④ 公表，競争入札参加停止措置

- ア 報告書の不提出又は虚偽報告書を提出したときなどは，当該事業者の氏名，公表対象となる事実の具体的内容などを公表
- イ 公表中の事業者や，当該事業者と市の公契約で下請等契約を締結した事業者などは，原則として競争入札参加停止措置

## (2) 主な取組結果

### ① 平成29年度の対象公契約の割合

工事、役務委託とも、件数ベースでは約20%だが、金額ベースでは約87%、約66%となっている。

なお、指定管理は全て対象である。

	入札件数（件）			契約金額（百万円）		
	市全体	対象公契約	比率	市全体	対象公契約	比率
工事	1,295	276	21.31%	94,904	82,430	86.86%
役務委託	414	84	20.29%	3,151	2,066	65.57%
指定管理	6	6	100.00%	—	—	—

注1 競争入札等により平成29年度に締結した契約の合計

- 2 上表以外に、随意契約24件（3,409百万円）も制度の対象
- 3 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も契約金額に含む。
- 4 指定管理者制度の導入施設数 387施設（平成30年4月現在）

### ② 平成29年度の提出状況

#### ア 提出事業者数

工事	延べ2,169者	実数1,447者
役務委託	170者	104者
指定管理	36者	23者

#### イ 是正対象者数

9者（内訳 工事8者、役務委託1者）

- 三六協定未締結・未届 7者
- 就業規則未周知・未届 3者
- 労働条件未通知 3者
- 保険未加入 1者

※ 複数の是正が必要な者がいるため、合計は合致しない。

### 今後の方向性

- 初めて1年間通して制度を運用した経験を踏まえ、引き続き、事業者に丁寧な説明を行い、制度を着実に定着させていく。
- 報告書提出の徹底や適切な指導等を通して、適正な労働環境の確保を図るとともに、常に制度・運用を点検し、見直しが必要ないか検討していく。

## 公契約の適正な履行と質の確保

### 主な取組

- 適正な予定価格及び最低制限価格※を設定するなど、徹底したダンピング受注防止対策を実施（労働者の適正な賃金の確保のためにも極めて重要）

※ 最低制限価格

落札価格の最低限度の基準となる価格。入札金額が最低制限価格を下回った場合はその入札者は失格となるため、最低制限価格は契約の下限額となる。

○主な最近の経過（工事）

平成24年度～ 最低制限価格制度の適用範囲を拡大するとともに、事後公表の範囲を拡大

（平成27年度～全面的に適用し、事後公表化）

平成25年度～ 公共工事設計労務単価改定を予定価格に早期反映  
予定価格の事後公表を一部で開始

- 適切な履行評価の実施，将来の公契約を担う人材の育成，下請契約の適正化の促進，不正行為の排除を徹底

など

### 主な取組結果

- 平成29年度の落札率は，工事が約91%，物品が約84%となっている。
- 平成28年度と比べ，工事，物品ともにほぼ横ばい（+0.07，△0.59ポイント）となっている。
- なお，工事に関しては，更なるダンピング対策の強化を図るため，最低制限価格の算定基準を平成28年度に続き，平成29年度にも引き上げている。

### ◆ 市全体の落札率

	工事			物品		
	入札件数	落札率	対前年度増減	入札件数	落札率	対前年度増減
28年度	1,184	90.99%	+0.83	2,305	84.62%	+0.34
29年度	1,184	91.06%	+0.07	2,406	84.03%	△0.59

注1 競争入札により期間内に締結した総価契約の入札の合計

2 次年度以降も継続する契約は，次年度以降の支払予定額も含む。

3 工事には測量，設計等の委託契約を，物品には不用物品売却を含まない。

4 落札率は，単純平均（1件ごとの落札率を入札件数で除算）

- また、通常は工事開始日を固定して発注するが、受注者が一定期間内の任意の日を工事開始日に指定できる「フレックス工期による契約方式」を一部工事で開始。例えば、植栽工事で良質な樹木の早期手配が可能になるとともに、余裕のある工期設定により休日確保など適正な労働環境の確保に資することも期待される。
- 更に、公契約の更なる品質確保を図るため、国が実施した実態調査結果等を踏まえ、公共建築工事の積算基準・標準単価の引上げを実施した。

### トピックス

### 公共工事設計労務単価の改定

昨今の技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切に予定価格に反映するため、平成26年から5年連続で改定を前倒して実施（直近の改定は、平成30年3月以降の積算から適用）

なお、本市では、この改定時に、技能労働者の賃金水準の引上げ、法定福利費の適切な支払い、社会保険等への加入の徹底を事業者に要請

#### 京都府域の労務単価の推移

普通作業員	②4 13, 100円	→	③0 18, 400円
鉄筋工	16, 200円	→	21, 800円
大工	16, 100円	→	20, 700円
50種平均	17, 231円	→	22, 916円

- 物品においても、人件費の占める割合が高い役務業務（建物・公園清掃、常駐警備等）において、引き続き最低制限価格制度を適用することにより、ダンピング受注防止対策の徹底を図った（平成28年度から開始）。

### 今後の方向性

- 公契約の適正な履行と質、更に労働者の適正な賃金を確保するために、適正な積算根拠に基づき、予定価格及び最低制限価格を算出していく。

## 公契約を通じて社会的課題の解決に資する取組

### 主な取組

- これまでから I S O 1 4 0 0 1 , K E S ( 京 都 ・ 環 境 マ ネ ジ メ ン ト ・ ス タ ン ダ ー ド ) を 取 得 し て い る 事 業 者 を , 工 事 業 者 の 格 付 制 度 で 加 点 評 価 す る な ど , 社 会 的 課 題 の 解 決 に 資 す る 取 組 に 配 慮
- 環 境 に や さ し い 都 市 づ く り , 地 域 防 災 力 の 維 持 ・ 向 上 , 地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ の 維 持 ・ 活 性 化 等 に 貢 献 し て い る 事 業 者 を 評 価 す る な ど , す べ て の 市 民 に 共 通 す る 社 会 的 課 題 の 解 決 に 資 す る 取 組 を 推 進

### 主な市長部局の取組例

段階	内 容		
( 工 事 契 約 の み ) 格 付 で の 加 点	該 当 す る 項 目 が あ る 場 合 は 格 付 の 加 点	官公需適格組合	
		I S O 9 0 0 1 認 証 取 得 者	
		I S O 1 4 0 0 1 , K E S 認 証 取 得 者	
		障害者法定雇用率達成事業者	
		災 害 発 生 時 に お け る 応 急 協 定 を 締 結 し て い る 団 体 に 加 入 し て い る 者	京都市との協定
			京都府との協定
		男 女 共 同 参 画 の 取 組 を 推 進 し て い る 事 業 者	「一般事業主行動計画」の策定
			国家資格を有する女性技術者の雇用
			暴力団からの不当要求排除の取組（「不当要求防止責任者講習」の受講）をしている事業者
	消防団協力事業所に認定されている事業者		
条 件 設 定 入 札 参 加	電 力 調 達 契 約 で 入 札 参 加 者 を 限 定	「京都市電力の調達に係る環境配慮方針」の評価基準により, C O <sub>2</sub> 排出係数が一定値以下などの条件を満たした者	
	清 掃 業 務 委 託 で 入 札 参 加 者 を 限 定	I S O 1 4 0 0 1 , K E S 認 証 取 得 者	
加 点 総 合 評 価 で の	該 当 す る 項 目 が あ る 場 合 は 総 合 評 価 の 加 点	I S O 1 4 0 0 1 , K E S 認 証 取 得 者	
		災 害 発 生 時 に お け る 応 急 協 定 を 締 結 し て い る 団 体 に 加 入 し て い る 者 ( 京 都 市 , 京 都 府 と の 協 定 )	
		市 内 企 業 の 下 請 参 入 率	

履行確認	紙類のグリーン調達	紙類の品目に応じ、一定以上の古紙パルプ配合率等（仕様書に記載）
	確認できない場合は違約金徴収	市内企業の下請参入率（総合評価での加点項目）
資格登録	確認できない場合は不登録	所得税，法人税，消費税，市民税及び固定資産税の滞納がないこと
		本市水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと
		暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと

#### トピックス

#### 障害者の就労支援に関する取組

「取組例」に加え、毎年度、「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、本市における障害者優先調達の一層の推進を図っている。

平成30年度の調達方針（概要）

- 1 適用範囲 物品・役務の調達
- 2 対象施設 就労移行支援事業所，就労継続支援事業所，小規模作業所等
- 3 共同受注 本市と障害者就労支援施設等との間を仲介する窓口を設置
- 4 対象品目 (1)物品 食品類，紙製品，織製品など  
(2)役務 印刷，軽作業，テープ起こしなど
- 5 調達目標 2億9,520万円

#### 今後の方向性

- 引き続き，現行の取組を推進していく。
- なお，公平性や競争性，また特に中小企業に過度な負担や不利な取扱いにならないよう十分に配慮しつつ，公契約の性質や目的に応じ，入札・契約の際に，これらの取組を加点評価するなどの取組を検討していく。  
その際には，事業者の取組を客観的に評価する仕組みについても十分研究していく。